

第1回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	平成24年7月27日(金) 13:50~14:20
場 所	福島県庁本庁舎2階 第1特別委員会室
復興整備事業	<p>防災集団移転促進事業(36地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①南海老地区防災集団移転促進事業</li> <li>②北海老地区防災集団移転促進事業</li> <li>③南屋形地区防災集団移転促進事業</li> <li>④鹿島地区①防災集団移転促進事業</li> <li>⑤鹿島地区②防災集団移転促進事業</li> <li>⑥寺内地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑦上寺内地区①防災集団移転促進事業</li> <li>⑧上寺内地区②防災集団移転促進事業</li> <li>⑨上寺内地区③防災集団移転促進事業</li> <li>⑩大内地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑪烏崎地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑫北右田地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑬金沢地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑭北泉地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑮泉地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑯小川町地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑰上渋佐地区防災集団移転促進事業</li> <li>⑱萱浜地区①防災集団移転促進事業</li> <li>⑲萱浜地区②防災集団移転促進事業</li> <li>⑳雫地区①防災集団移転促進事業</li> <li>㉑小浜地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉒江井地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉓小沢地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉔上高平地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉕大木戸地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉖日ノ出町地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉗萱浜地区③防災集団移転促進事業</li> <li>㉘雫地区②防災集団移転促進事業</li> <li>㉙塚原地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉚小高地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉛大井地区防災集団移転促進事業</li> <li>㉜岡田地区防災集団移転促進事業</li> </ul>

	㊸福岡地区防災集団移転促進事業 ㊹角部内地区防災集団移転促進事業 ㊺蛭沢地区防災集団移転促進事業 ㊻浦尻地区防災集団移転促進事業 災害公営住宅整備事業（2地区） ①西川原地区災害公営住宅整備事業 ②西町地区災害公営住宅整備事業 植物工場整備及び太陽光発電施設等用地造成事業（1地区）	
出席者	南相馬市	復興企画部復興担当理事 渡部 克啓 " 企画課長 牛来 学 建設部長 林 秀之
	復興庁	復興庁福島復興局参事官 坂 治己
	国土交通省	都市局都市安全課 脇坂 隆一
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教
	福島県	企画調整部次長 佐竹 浩 " 土地・水調整課長 高橋 満 " 地域政策課部参事兼課長 金子 隆司 農林水産部農業担い手課長 江田 和行 土木部参事 長谷川 潔 " 都市計画課長 鈴木 典弘 " まちづくり推進課長 阿部 昌昭

○協議内容

1、開会（南相馬市復興企画部企画課復興推進係長）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第6条により、南相馬市長代理人の渡部克啓復興担当理事が議長となる。

（議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部）

それでは、南相馬市から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部企画課長 牛来)

それでは、南相馬市復興整備計画（案）についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

特にないようですので、続いて、防災集団移転促進事業について、関係資料とともに南相馬市から説明をお願いします。

(説明者：南相馬市復興企画部企画課長 牛来)

【防災集団移転36地区について別冊事業計画書により説明】

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

特に意見がないようですので、集団移転促進事業については、南相馬市復興整備計画（案）が国土交通大臣の同意を得て、公表されることで、集団移転促進事業計画が同意されたこととみなされますが、国土交通省都市局の脇坂様、本事業に関して同意することにご異議はございませんか。

(出席者：国土交通省都市局都市安全課 脇坂)

異存ございません。この事業については、福島県内においても、多い事業であります。今回の整備計画を契機に震災からの復興を期待しています。

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

集団移転促進事業につきましては、国土交通大臣の同意を得たものといたします。

次に、集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を実施することにより、2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針を計画（案）に記載しておりますので、農地転用について、南相馬

市から説明をお願いします。

(説明者：南相馬市復興企画部企画課 牛来)

【様式第8にて説明】

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

特に意見がないようですので、2haを超える農地転用については農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、本計画の土地利用方針について同意することにご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

大変な被災をされました南相馬市様におかれましては、非常に困難な中にあっても復興整備計画を早くに策定していただきまして、心より敬意を表します。

ただいまご説明いただきました、集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業、植物工場等の土地利用方針については異存ありません。

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

2haを超える農地転用を記載した土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

### 3、閉会（南相馬市復興企画部企画課復興推進係長）

#### ○協議結果

- ・防災集団移転（36地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・防災集団移転（36地区）、災害公営住宅（2地区）及び植物工場（1地区）について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。